

## 第63回がん対策推進協議会での主な御意見

## 【基本法改正】

- 基本法の中で、希少がん、難治性がん、小児がんについて触れられており、今回の基本計画では、これらのことを、また、就労支援もしっかりやる必要がある。(大臣冒頭挨拶)
- 基本法が改正されたことに伴い、重要な施策には補正予算の検討も含めた財政的な措置を行う必要があるのではないか。

## 【緩和ケアについて】

## ○緩和ケア全般について

- 「がん等における緩和ケアの更なる推進に関する検討会 議論の整理」の中で言及されているように、地域における緩和ケア提供体制の検討会議の設置や2人主治医体制などの提案が伝わるように、概要のまとめが必要ではないか。これでは議論をしていないように見えてしまうのではないか。
- 「議論の整理」の現状には記載されているが、今後の方向性にもAYA世代のがん患者が、最終的には自宅で亡くなりたいとの希望が多いことを踏まえた在宅療養環境の整備に関する記載が必要ではないか。
- 遺族調査や患者満足度調査などの調査結果に基づいた普及啓発を行うべきではないか。
- アウトカムとして、患者・家族・サバイバーの視点での評価を行うべきではないか。
- 小児・AYA世代の緩和ケア(特に相談支援については)は、今後さらに推進していくことが必要ではないか。
- 小児緩和ケアは、がんのみならず、その他の疾患と共に行う必要がある。また、民間団体が行っている小児ホスピスへの支援も必要ではないか。
- 緩和ケアの教育を行うため、緩和医療学講座の設置が必要ではないか。
- 小児緩和ケア研修会では、非がん関係の医療従事者が受講者の約1/3程度の割合で受講しており、小児緩和ケアについての研修や教育について、再考する必要があるのではないか。
- 診断時からの緩和ケアという概念と終末期のがん患者のトータルペインの考え方とに齟齬があるのではないか。
- 終末期だけではなく、初診時に全てのがん患者がなんらかの悩みを抱えているという現状を踏まえて対策の記載が必要ではないか。
- 患者や経験者の目線で緩和ケア外来が機能しているかどうかの指標を設定すべきではないか。
- グリーフケアについての議論は必要ではないか。
- 家族も患者と同じ苦痛を持っており、家族外来・遺族外来にも注目すべきではないか。

## ○がん患者の自殺対策について

- がんの悪いイメージがついてしまっている可能性があり、がん教育が重要な役割を果たすと考える。特に、成人に対しては、企業での教育が必要ではないか。
- 心情に配慮した告知が重要ではないか。
- 悪い知らせの伝え方のトレーニングが必要ではないか。
- 主治医とのコミュニケーションは重要であり、がん告知を行う医師や医療従事者との良好な関係を築くことが重要ではないか。
- 医師だけの問題ではなく、全ての医療従事者が、チームとして自殺の問題に取り組むべきであり、医療文化として根付かせることが重要ではないか。また、そうすることで、自殺の問題は防げることを認識すべきではないか。
- 自殺対策は、予防・早期発見・早期ケアによる対応が重要ではないか。

## 【障害のあるがん患者への対策について】

- 英語を話すことができない外国人を含め、医療情報へのアクセスが困難な者への対策が必要ではないか。
- 病院や地域では、それぞれできる範囲で対応している状況であり、限界があることを踏まえての新しい提言が必要ではないか。
- がん治療に伴って障害を持つに至った者への対応について考える必要があるではないか。
- ユニバーサル的な視点でコミュニケーションに障害のある者への対策も必要ではないか。

## 【次期計画の全体目標について】

- 全体目標はスローガンのような形でどうか。また、評価は個別目標に基づいて行う必要があるのではないか。
- がんを治してもらいたいという患者、家族の最大の願いを何らかの形で盛り込む必要があるのではないか。
- がんと診断される者の4割は75歳以上であることを踏まえると、「がんによる死亡者の減少」の全体目標は修正が必要ではないか。
- 改正基本法の記載を考慮し、「がんの特性」という点をうまく反映するような形で、大きなコンセプトを打ち出す必要があるのではないか。
- 「がんになる国民を減らす」は賛成であるが、たばこ対策と HPV ワクチンについても議論をする必要があるのではないか。
- 喫煙対策として、未成年の喫煙防止を強調すべきではないか。
- 学校の教育の中で喫煙対策については、徹底的に指導することが必要ではないか。
- 予防の観点から、特にたばこ対策を加えることは必要ではないか。
- 分煙ではなく禁煙対策が必要ではないか。

- 計画に実効性を持たせるためには、希少がんのことを含め、丁寧に書き込んで行く必要があるのではないか。
- 小児がんを含めた希少がん・難治性がんの研究促進や対策の促進を項目とすべきではないか。
- 希少がん等にも公平な対策支援を進めていくということを明記する必要があるのではないか。
- 改正基本法第19条の内容を踏まえ、研究の推進を盛り込むべきではないか。
- 難治性がん、希少がん、小児がんに対する研究と対策の推進を盛り込むべきではないか。
- ゲノム医療を導入したがん医療体制の構築を掲げるべきではないか。
- 社会研究に対する予算の確保が必要ではないか。

#### 【その他】

- がん検診の国際標準的な仕組みを踏まえた組織的な検診の徹底、検診における科学的根拠のある有効性の実証された検診の精度管理の問題、受診率向上については、まだ十分に議論がされておらず引き続きの議論が必要ではないか。